◎調達機関番号　015　◎所在地番号　47
1　調達内容
⑴　品名分類番号　2
⑵　購入等件名及び数量
区分①　沖縄地区税関監視艇用燃料購入単価契約（那覇港）軽油（ＪＩＳ　Ｋ2204　特１号）予定数量約423ＫＬ
区分②　沖縄地区税関監視艇用燃料購入単価契約（先島地区）軽油（ＪＩＳ　Ｋ2204　特１号）予定数量約393ＫＬ
⑶　購入物品の特質等　仕様書による。
⑷　納入期間
自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日
⑸　納入場所　仕様書による。
⑹　入札方法　上記⑵の物品の１リットル当たりの単価で行う。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは円位未満３桁以下を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、見積もった価格の108分の100に相当する金額に１円未満の端数が生じた場合は、円位未満２桁まで記載できることとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売（燃料類）」の「Ａ」又は「Ｂ」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。
⑷　各省各庁から、指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む）であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
⑹　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）の規定に基づく石油製品販売業の届け出をしている者であること。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒900―0035 沖縄県那覇市通堂町４番17号
沖縄地区税関会計課営繕係　吉平　康晃
電話098―868―9184
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成27年３月19日17時15分
⑷　入札、開札の日時及び場所
①　平成27年３月20日９時30分
②　平成27年３月20日10時30分
沖縄地区税関本関庁舎３階会議室
4　電子調達システムの利用
本件は、府省共通の電子調達システムを利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。但し、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。
5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideki Mori, Director of the Coordination Division, Okinawa Regional Customs.
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
Ⅰ　Gas Oil (JIS K2204 Tokulgou) About 423KL
Ⅱ　Gas Oil (JIS K2204 Tokulgou) About 393KL
⑷　Delivery period : From April, 1, 2015 through March, 31, 2016
⑸　Delivery place : As in the tender documentation.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 70 of the Cabinet order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, persons under conservatorship or persons under assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　Not come under Article 71 of the Cabinet order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　Have Grade A or B in the Manufacturing, Selling in terms of the qualification for participating in tenders by Kyushu-Okinawa area the Ministry of Finance (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2013, 2014 and 2015.
④　Have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity).
⑤　A person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can be guaranteed.
⑥　Have registered with the relevant authorities, in accordance with the Oil Stockpiling Law (Law No. 96 of 1975) to initiate business of Selling Petroleum Products.
⑺　Time-limit for tender : 5 : 15 PM, March, 19, 2015.
⑻　Contact point for the notice : Yasuaki Yoshihira, Accounting Section, Accounting Division, Okinawa Regional Customs, 4―17 Tondocho Naha-city Okinawa 900―0035 Japan. TEL 098―868―9184.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年１月21日
支出負担行為担当官
国税庁長官官房会計課長　牧田　宗孝
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
○第１号（№１）
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量
平成27年度国税総合管理（ＫＳＫ）システムの開発及び改修（その１）一式
⑶　調達案件の仕様等　調達案件の仕様等に関し、支出負担行為担当官が別途指示する特性を有すること。
⑷　履行期限　平成28年３月31日まで
⑸　履行場所　当庁の指定する場所。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。